

特定運転者 管理のポイント



神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関
(一社)神奈川県トラック協会 適正化事業部

はじめに

事業者は、特定運転者に対して、運行の安全を確保するために、特別な指導や適性診断を実施しなければなりません。

本冊子は特定運転者に対する指導及び監督のポイントを、わかりやすくまとめたものです。つきましては、本冊子を参考にいただき、特定運転者の管理にお役立てください。

【令和3年度 巡回指導指摘項目ワースト5】

順位	指摘項目	指導件数	(否)件数	(否)割合	前年度順位
1	特定運転者への特別指導	578	296	51.2%	1位
2	運行指示書の作成	98	46	46.9%	2位
3	健康診断の実施	856	268	31.3%	5位
4	特定運転者への適性診断	578	168	29.1%	3位
5	運輸安全マネジメントの実施	787	221	28.1%	4位

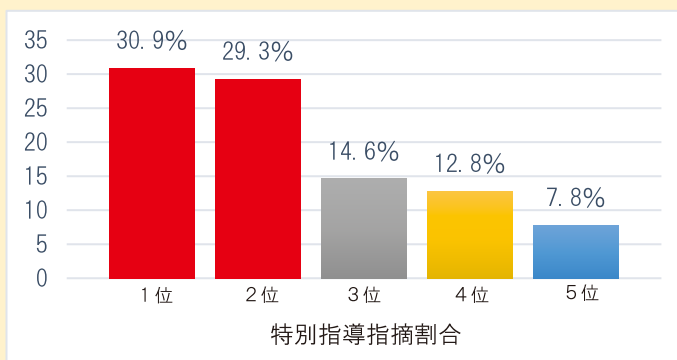
※特定運転者とは、初任者・高齢者・事故惹起者のことです。



特別指導 適性診断の主な指摘内容

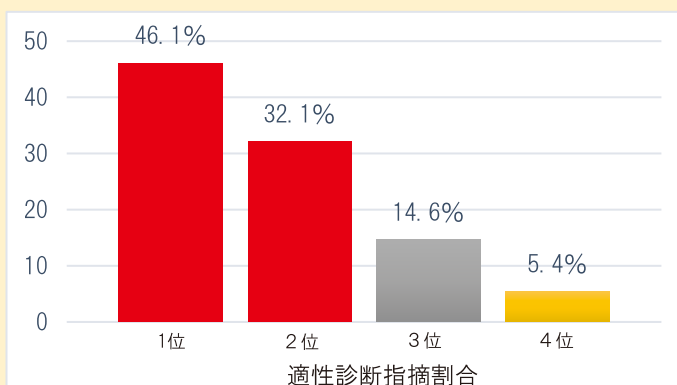
【特別指導】

- 1位：高齢運転者特別指導全員未実施
- 2位：初任運転者の事故歴把握なし
- 3位：初任運転者特別指導一部未実施
- 4位：高齢運転者特別指導一部未実施
- 5位：初任運転者特別指導全員未実施



【適性診断】

- 1位：適齢診断全員未受診
- 2位：初任診断全員未受診
- 3位：初任診断一部未受診
- 4位：適齢診断一部未受診



上記のように特定運転者への対応（特別指導・適性診断）は、巡回指導指摘項目の例年ワースト上位を占め、その中でも高齢運転者（65歳以上）への特別指導や適齢診断の指摘件数の割合が高くなっています。

そこで、次ページより「特定運転者への特別指導・適性診断」のポイントについて解説していきます。

特定運転者への適性診断と指導教育について ～ 初任運転者の場合 前編 ～



新たに運転者(初任運転者)を採用したら、すべきことについてみてみましょう。
今回のポイントは「**過去3年間の事故歴の把握**」です。
※平成21年10月1日より新たに雇い入れた運転者について、過去3年間の事故歴を把握して事故惹起運転者に該当するか否かを確認することとなりました。

運転者不足でハローワークで募集したら、やっとな若い運転者を採用したけど、新しい運転者を雇ったら何をすれば良いのか教えてください。



神ト協運輸 社長



適正化指導員

まず、新しい運転者の方を雇い入れたら、事故惹起運転者に該当するかを確認するため、運転経歴証明書を取寄せて過去3年間の事故歴を把握しましょう。
巡回指導でも「事故歴把握の未実施」が見受けられます。
まずは事故歴の把握を忘れずに実施してください。

わかりました。まずは事故歴の把握ですね。運転経歴証明書はどこで取得すれば良いのか教えてください。



神ト協運輸 社長



適正化指導員

運転経歴証明書は「自動車安全運転センター」で取得することができます。取得方法は下記の図を見てください。
次回は、事故歴を把握した後のことを解説します。

➤ 運転記録証明書を取得するには

運転記録証明書は過去5年間までの交通違反や事故、運転免許の行政処分の記録等を証明する書類で「自動車安全運転センター」にて交付されます(郵送の場合は2週間程度かかります)。取得方法は、所定の申込用紙に必要事項を記入し、**自動車安全運転センター 神奈川県事務所**へ申請手続きを行ってください(交付手数料:1通670円)。

◆自動車安全運転センター 神奈川県事務所

☎045-364-7000 〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-1 県警運転免許センター内

神奈川県トラック協会会員事業者限定

神奈川県トラック協会では「運転経歴証明書交付申請手数料助成事業」を実施しています。
利用される会員事業者の方は「事業部交通環境課」までお問合せください(☎045-471-8882)。

特定運転者への特別指導と適性診断について ～ 初任運転者の場合 後編 ～



今回のポイントは「**初任運転者への特別指導の実施と初任診断の受診**」です。
新たに運転者(初任運転者)を採用した場合のすべきことについて解説します。

運転記録証明書によると事故歴はありませんでした。
初任運転者に該当しますので何をすれば良いのか教えてください。



神ト協運輸 社長



適正化指導員

まず、初任運転者には乗務前に「初任診断」を受診させる必要がありますが、やむを得ない場合は、乗務開始後1か月以内に受診することでも可能です。もし、過去3年間に受診して診断結果を提示された場合には再度受診する必要はありません。

わかりました。過去3年間の受診歴はありませんでしたので、乗務する前に「初任診断」を受診させます。
「初任診断」はどこで受診させれば良いのか教えてください。



神ト協運輸 社長



適正化指導員

「初任診断」は国土交通大臣が認定した機関で受診させる必要があります。認定機関は下記の図を見てください。
続いて、初任運転者への特別指導について解説します。

適性診断を受診するには

特定運転者(初任・高齢・事故惹起運転者)の方には、**運転記録証明書の結果をもとに適性診断**(初任・適齢・特定診断)を国土交通大臣が認定した機関にて受診させる必要があります。

【主な適性診断認定機関】

認定機関	住 所	電話番号	適性診断
自動車事故対策機構 神奈川支所	横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館3F	☎045-471-7401	初任・適齢・特定Ⅰ・Ⅱ
ヤマト・スタッフ・サプライ(株)	東京都江東区青梅2-4-32	☎03-6426-0193	初任・適齢・特定Ⅰ
神奈川県自動車交通共済協同組合	横浜市港北区新横浜2-13-4	☎045-475-2197	初任・適齢・特定Ⅰ
都南自動車教習所	座間市緑ヶ丘4-20-1	☎050-3734-8836	初任・適齢・特定Ⅰ
三共自動車学校	藤沢市本藤沢1-11-23	☎0466-81-3706	初任・適齢・特定Ⅰ
小田原ドライビングスクール	小田原市蓮正寺540-2	☎0465-36-1215	初任・適齢・特定Ⅰ
飛鳥ドライビングカレッジ川崎	川崎市川崎区下並木97	☎044-380-5510	初任・適齢・特定Ⅰ

神奈川県トラック協会会員事業者限定

神奈川県トラック協会では「適性診断(初任・適齢)受診料助成事業」を実施しています。
利用される会員事業者の方は「事業部交通環境課」までお問合せください(☎045-471-8882)。

※各認定機関には適正化実施機関ホームページよりアクセスができます。



初任診断を認定機関にて受診させましたが、他にもすべきことがありますか。



神ト協運輸 社長



適正化指導員

次は、乗務前に「初任運転者特別指導」を実施する必要がありますが、やむを得ない場合は、乗務開始後1か月以内に実施することでも可能です。
もし、過去3年間に事業用トラックの運転経験がある場合には実施する必要はありません。

過去3年間に事業用トラックの運転経験ありませんでした。
「初任診断」の次には「初任運転者特別指導」を実施しなければならないのですね。「初任運転者特別指導」とは、どのような内容を実施するのかを教えてください。



神ト協運輸 社長



適正化指導員

「初任運転者特別指導」は下記の内容・時間数を実施して教育記録簿を作成・保存(3年間)する必要があります。
平成29年3月より内容・時間数が大幅に改正されましたので、注意してください。
次回は高齢運転者について解説します。

■初任運転者特別指導の内容

一般的な指導及び監督内容12項目を全て実施してください。

- ①トラックを運転する場合の心構え
- ②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③トラックの構造上の特性
- ④貨物の正しい積載方法
- ⑤過積載の危険性
- ⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑨運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ⑪健康管理の重要性
- ⑫安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法



■初任運転者特別指導の時間

- ①上記内容による **15時間以上**の座学指導の実施
※積載方法、日常点検、トラックの構造上の特性は実車を用いて指導
- ②トラックによる **20時間以上**の添乗指導の実施



特定運転者への特別指導と適性診断について ～ 高齢運転者の場合 前編 ～



今回のポイントは「**高齢運転者への適齢診断の受診**」です。
高齢運転者の方が65歳に達した場合のすべきことについて解説します。

当社の運転者Aさんが65歳の誕生日を迎えました。65歳の高齢運転者には何をすれば良いか教えてください。



神ト協運輸 社長



適正化指導員

まず、65歳以上の運転者の方には、65歳に達した日から1年以内に「適齢診断」を受診させる必要があります。その後は3年以内ごとに受診させてください。また、新たに65歳以上の高齢運転者の方を雇い入れた場合も同様ですので、注意してください。

わかりました。「初任診断」と同様に国土交通大臣が認定した機関で「適齢診断」を受診させれば良いですか。



神ト協運輸 社長



適正化指導員

はい、認定機関で「適齢診断」を受診させてください。
「適齢診断」の認定機関はP3の受診機関表を見てください。

○ 高齢運転者Aさんの場合（昭和32年8月1日生）



適正化指導員

適齢診断の受診期間は上記の例を参考にしてください。
上記の例ですと、66歳になる前に1度受診し、その後は3年以内ごとに受診する必要があります。
社内で計画表を作成するなどし、受診漏れのないように注意してください。

特定運転者への特別指導と適性診断について ～ 高齢運転者の場合 後編 ～



今回のポイントは「**高齢運転者への特別指導の実施**」です。

高齢運転者の方が65歳に達した場合にすべきことについて解説します。

当社運転者Aさんは「適性診断」を認定機関にて受診させました。
続いて、高齢運転者Aさんにすべきことがありますか。



神ト協運輸 社長



適正化指導員

次は、適性診断の結果が判明した後、1カ月以内に「高齢運転者特別指導」を実施し、教育記録簿を作成・保存(3年間)する必要があります。

この特別指導は、適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全運転方法等について運転者が自ら考えるように指導してください。

わかりました。高齢運転者Aさんが自ら考えるように「高齢運転者特別指導」を実施します。



神ト協運輸 社長



適正化指導員

これから高齢運転者(65歳以上)には「適性診断」と「特別指導」を忘れずに実施してください。

適性診断票

診断結果を基に
教育の実施



高齢運転者に対する特別指導		指導主任
氏名		姓 印
適性診断受診日	令和 年 月 日	
実施年月日時分	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	
実施場所		
実施者		
内容 高齢運転者の適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の低下リスクの安全な運転方法等について自ら考えるように指導する。 (具体的な指導内容)		
備考		
*10歳に達した運転者に対しては、10歳に達した日以後1年以内に1回高齢運転者特別指導として国土交通大臣が認定したものを受診させ、その後毎年1回以上、この指導を義務付けること。		

教育記録簿(3年間保存)

【参考例】
令和〇年〇月〇日受診した適性診断受診結果によると、加齢に伴う〇〇〇のような傾向があるので運転者×××と話し合いを行い△△△の意識をもって今後も安全運転に努めるよう指導した。

特定運転者への特別指導と適性診断について ～ 事故惹起運転者の場合 ～



今回のポイントは「**事故惹起運転者への特定診断・特別指導の実施**」です。
運転者が交通事故を起こした場合や新たに運転者を雇い入れて運転記録証明書
により事故歴を確認した場合は、事故惹起運転者に該当する場合があります。
事故惹起運転者にすべきことについて解説します。

当社運転者Bさんが軽傷事故を起こし、今回の事故前の事故歴を確認
しました。Bさんにすべきことがありますか。



神ト協運輸 社長

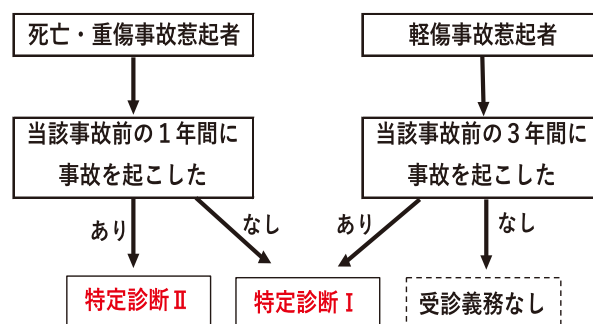


適正化指導員

事故惹起運転者とは次の定義に該当する方で乗務前に
「特定診断Ⅰ又はⅡ」を受診する必要がありますが、やむを得ない
場合は、乗務開始後1カ月以内に受診させてください。

事故惹起運転者とは	適性診断
①死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こしたことがない運転者	特定診断Ⅰ
②軽傷事故を起こし、かつ、当該事故前の3年間に事故を起こしたことがある運転者	
③死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こしたことがある運転者	特定診断Ⅱ

【特定診断受診の流れ】



わかりました。Bさんは②に該当するので、特定診断Ⅰを受診
させます。他にもすべきことがありますか。



神ト協運輸 社長



適正化指導員

特定診断の受診後は「事故惹起運転者特別指導」を下記の内容・
時間数にて実施して教育記録簿を作成・保存(3年間)する必要
があります。**教育記録簿は適正化事業実施機関のホームページ**
からダウンロードできます。

■事故惹起運転者に対する特別指導の内容・時間

- ①トラックの運行の安全の確保に関する法令等
- ②交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策
- ③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ④交通事故を防止するために留意すべき事項
- ⑤危険の予測及び回避
- ⑥安全運転の実技

※①から⑤までについて合計6時間以上実施(⑥は可能な限り実施)

特定運転者への特別指導と適性診断について ～ 例外とまとめ編 ～



今回は「**特定運転者への適性診断・特別指導の例外とまとめ**」です。
例外として特定運転者が重複した場合についてまとめました。



適正化指導員

新たに65歳以上の運転者を雇い入れた場合、つまり高齢運転者と初任運転者の両方に該当する運転者の方にすべきことについての相談がありました。この場合は適齢診断と高齢・初任特別指導を実施してください。

特定運転者が重複する場合は下記を参考にしてください。

■特定運転者(初任・高齢・事故惹起運転者)が重複する場合は、次の①と②を実施してください。

①適性診断は次のとおり優先順位が高い診断を1つ受診させてください。

特定診断 > 適齢診断 > 初任診断

②特別指導は各々の特別指導を追加して実施してください。

●事故惹起・高齢・初任運転者が重複する場合

事故惹起運転者特別指導 + 高齢運転者特別指導 + 初任運転者特別指導

●高齢・初任運転者が重複する場合

高齢運転者特別指導 + 初任運転者特別指導



適正化指導員

特定運転者の方へは各々の適性診断と特別指導を実施する必要があります。

貴事業所に特定運転者(初任・高齢・事故惹起運転者)に該当する方がいる場合は、必ず下記により該当する適性診断と特別指導を実施してください。

特定運転者への適性診断と特別指導のポイント

対象運転者	適性診断	特別指導
①初任運転者 新たに雇い入れた運転者	初任診断	初任運転者特別指導 座学15時間・実技20時間以上
②高齢運転者 65歳以上の高齢運転者	適齢診断	高齢運転者特別指導 適齢診断結果を踏まえた指導
③事故惹起運転者 死者又は負傷者が生じた 事故を引き起こした運転者	特定診断Ⅰ・Ⅱ	事故惹起運転者特別指導 座学6時間以上 ※実技は可能な限り

※初任運転者特別指導は過去3年間に事業用自動車の運転者として選任されていた場合を除く



運転者を 雇い入れた場合には!

運転者の採用

STEP 1

雇い入れ時の健康診断の実施(労働安全衛生規則第43条)

STEP 2

雇い入れ以前、**過去3年間**の事故歴の把握(運転記録証明等)

事故あり

事故なし

STEP 3



特定診断

※事故惹起運転者

- 乗務前に受診
- やむを得ない場合は、乗務開始後1か月以内に受診



適齢診断

高齢運転者
(65歳以上の運転者)

- 65歳に達した日から1年以内に受診
- 上記受診後は3年以内ごとに受診



初任診断

初任運転者
(左記以外の運転者)

- 乗務前に受診
- やむを得ない場合は、乗務開始後1か月以内に受診
- 過去3年間に於いて受診していた場合は、再受診不要(記録は営業所に持参し保管)

STEP 4

事故惹起運転者特別指導

- ・乗務前に実施
 - ・ただし、やむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施
- ①事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等
 - ②交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策
 - ③交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因並びにこれらへの対処方法
 - ④交通事故を防止するために留意すべき事項
 - ⑤危険の予測及び回避
 - ⑥安全運転の実技
- ①～⑤について**合計6時間以上**実施
⑥については可能な限り実施

適齢運転者特別指導

- ・適齢診断結果が判明後、1か月以内に実施
- ・適齢診断結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導

初任運転者特別教育(該当する場合)

※事故惹起運転者とは

- ①死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある者
- ②死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある者



適齢運転者特別教育(該当する場合)

初任運転者特別教育(該当する場合)

初任運転者特別指導

- ・過去3年間に於いて事業用自動車の運転経験が無い者について、乗務前に実施
 - ・ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に実施
- ①一般的な指導及び監督
国土交通省告示1366号の(1)～(12)を**合計15時間以上**実施
※日常点検に関する事項や事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項並びに貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項については、実際に車両を用いて指導
 - ②安全運転の実技を**20時間以上**実施
実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導

➤ 運転記録証明書を取得するには

運転記録証明書は過去5年間までの交通違反や事故、運転免許の行政処分の記録等を証明する書類で「自動車安全運転センター」にて交付されます(郵送の場合は2週間程度かかります)。取得方法は、所定の申込用紙に必要事項を記入し、**自動車安全運転センター 神奈川県事務所**へ申請手続きを行ってください(交付手数料:1通670円)。

◆自動車安全運転センター 神奈川県事務所

☎045-364-7000 〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-1 県警運転免許センター内

神奈川県トラック協会会員事業者限定

神奈川県トラック協会では「運転経歴証明書交付申請手数料助成事業」を実施しています。利用される会員事業者の方は「事業部交通環境課」までお問合せください(☎045-471-8882)。



➤ 適性診断を受診するには

特定運転者(初任・高齢・事故惹起運転者)の方には、**運転記録証明書の結果をもとに適性診断**(初任・適齢・特定診断)を国土交通大臣が認定した機関にて受診させる必要があります。

【主な適性診断認定機関】

認定機関	住 所	電話番号	適性診断
自動車事故対策機構 神奈川支所	横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館3F	☎045-471-7401	初任・適齢・特定Ⅰ・Ⅱ
ヤマト・スタッフ・サプライ(株)	東京都江東区青梅2-4-32	☎03-6426-0193	初任・適齢・特定Ⅰ
神奈川県自動車交通共済協同組合	横浜市港北区新横浜2-13-4	☎045-475-2197	初任・適齢・特定Ⅰ
都南自動車教習所	座間市緑ヶ丘4-20-1	☎050-3734-8836	初任・適齢・特定Ⅰ
三共自動車学校	藤沢市本藤沢1-11-23	☎0466-81-3706	初任・適齢・特定Ⅰ
小田原ドライビングスクール	小田原市蓮正寺540-2	☎0465-36-1215	初任・適齢・特定Ⅰ
飛鳥ドライビングカレッジ川崎	川崎市川崎区下並木97	☎044-380-5510	初任・適齢・特定Ⅰ

神奈川県トラック協会会員事業者限定

神奈川県トラック協会では「適性診断(初任・適齢)受診料助成事業」を実施しています。利用される会員事業者の方は「事業部交通環境課」までお問合せください(☎045-471-8882)。

➤ 特別指導を実施するには

特定運転者(初任・高齢・事故惹起運転者)の方には、該当する特別指導を実施し**教育記録簿を作成・保存**する必要があります(3年間保存となります)。指導教育マニュアルや教育記録簿等が必要な方は「適正化事業部」までお問合せください(☎045-471-5877)。

【特別指導】「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」国土交通省告示1366号

対象運転者	指導内容	指導時間
①初任運転者 新たに雇い入れた運転者	①一般的な指導及び監督指針12項目 ②安全運転の実技	座学15時間以上 実技20時間以上
②高齢運転者 65歳以上の高齢運転者	適齢診断結果を踏まえた身体機能の変化 安全運転方法など	
③事故惹起運転者 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者	事故事例の分析、再発防止対策及び危険予測・ 回避などの座学と安全運転実技	座学6時間以上 ※実技は可能な限り



神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関のホームページをご活用ください！

適正化事業実施機関のホームページが新たにリニューアルしてスマートフォンやタブレットからの利用にも対応しました。最新の法令改正や帳票類のデータが情報発信されていますので是非ともご活用ください！



STEP. 1

- 適正化事業実施機関ホームページにアクセス

<https://www.kana-tekisei.jp/>

神奈川県適正化

検索



※神奈川県トラック協会ホームページのTopページからもアクセスできます。

STEP. 2

- Topページにアクセス
「重要なお知らせ」
「法改正等」
「Gマーク」
「研修会」
- 各タブをクリック
「適正化実施機関とは」
「お知らせ」
「Gマーク」
「巡回指導」
「個別出張相談」
「帳票類」

※各項目から最新情報が入手できます。



帳票類のページよりデータがダウンロードできます。

神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関
(一社)神奈川県トラック協会 適正化事業部
TEL 045(471)5877 FAX 045(471)5536